

郷土資料

昭和四十九年一月二十七日(日)

於 福祉会館第二會議室

第六十一回 郷土研究会

越ヶ谷 会田出羽家と

神明下 会田七左衛門家

越谷市郷土研究会

理事 本間清利

越々谷会田出羽家と神明下会田七左衛門家

(1) 会田出羽家

天正十八年（一五九〇）七月五日、北條早雲以来五代九十年余にわたつて関東を制覇してきた後北条氏が、豊臣秀吉によつて滅され、後北条氏の旧領は小田原参陣の論功行賞として徳川家康に与えられた。

この時期における家康の立場は、秀吉に次ぐ実力者とはいえまだ秀吉旗下の一大名にすぎず、駿河・遠江・三河・甲斐・信濃の旧領を奪われて後北条氏の勢力圏である関東に移されることは予想外の左遷には違ひなかつたが、この転封を断ることは秀吉に対する反逆でもあり、家康は同年八月一日江戸城に入つて関東の経営に着手した。

江戸城に本據を置いた家康は、まず家臣団の所領配置を終らせ、上野の佐野、常陸の佐竹、安房の里見、下野の那須、守都宮など周辺諸大名の動向を探知し、かつ地勢の視察のため鷹狩の名目で自ら各地を巡察した。この巡察は周辺諸大名の警戒にあつたものである。

るが、^{また}在り地土豪層の換頓と家臣団の統制を目途にしたものであつた。

このうち在り地土豪層の掌握には、当時勢力の大きかつた神社に対して神社領の安堵状を発したり、北条氏の武將を家臣団に充えたり有力な土豪層を代官の下代や村の長に位置づけたりして農民掌握の基盤をかためていった。これら農政を担当した家臣は、伊奈忠次・彦坂元正・長谷川長綱・大久保長安であつたが、とくに伊奈忠次は足立郡小室に陣屋を設け、関東地域の治水に農政に注目すべき施策を行つていた。しかもその間有力な在り地土豪層と自らの家臣に組み入れて農政の派遣をはかつていた。例えば槐戸新田の用発に功績のあつた神明下村会田七左衛門正重、葛飾郡宇喜新田の用発者宇田川喜兵衛、群馬郡の代官堀を削さくした滝村の江原源左衛門等がいずれも伊奈氏の家臣に登用されていた人達であつた。

また大久保長安による八王子十人同心の組織も伊奈氏と同じく在り地土豪層の登用を重く見た施策の一つであつた。

このほか当地域で家康麾下の家臣に登用された例に、越ヶ谷の会田庄七郎資勝がある。

徳川幕府が寛永年間編さんした『寛永諸家系図伝』によると、会田資勝は

会田

資清 出羽全国武蔵 岩付の城主太田下総守に感ず

資久 出羽全国前 資勝

陸奥前 大権現につかえたる 資重 陸奥前 将軍家につかえたる 資信 小左衛門前

と記されている。これによると資勝は会田出羽資久の子で家康につかえているとあるが、

その仕官の年月は詳かではない。しかし『徳川実紀』慶長十二年（一六〇七）二月二十九日の項に、

「大御所江城を御発興ありて駿府に赴かせ給ふ、相州中原にて数日御放鷹し給ふ、この頃御旅館に金の茶釜をはじめ茶器類うせてみえず、よてその夜の番士会田勝七某を掛川へ、

落合長作道一を田中へ、岡部藤十郎某を沼津に召あづけられて糾察せらる」と記されている。つまり徳川家康が駿府に帰る途中相州中原御殿に逗留したが、この間に金の茶釜や茶器類が盗難にあった。このためその日の宿直者会田庄七郎は掛川の本多家にその他同

役の二人がそれぞれ大名家にお預けの身になったとあるのをも、資勝の仕官は比較的早い時期のことである。たとえ見られる。

こののち同じく『徳川実紀』慶長十五年二月四日の項に「四年のさき、中原の御旅館にて金の茶具ぬすみたる賊にひ捕とらる、よてその夜宿直の番士落合長作某、岡部藤十郎某、会田庄七郎資勝等皆罪ゆるされて出仕す」とあり、茶器類を盗んだ賊が逮捕されたのでその罪を許されて出仕するとある。しかしその後実際に再出仕したかそのまま隠退したかは不明である。

いずれにしても系図伝によると資勝の孫にあたる資信が再度将軍家に仕えていたことになつてゐる。越ヶ谷会田家に伝わる『会田家系図』によると、当の資信は小左衛門を称し、寛永元年（一六二四）徳川家光の小姓役として仕官し、寛永十年切米三百俵、その後二百俵の増加により五〇〇石高の旗本会田家の祖とされている。この会田出羽家の出目は詳らかではないが『会田家系図』によると信州海野氏の流れて、信州会田郷に居住したときから海野姓

金田姓に改称したといわれる。
「幸久」 会田小太郎政将監

天文年中小笠原信濃守長時在子信州林館之節、常武田小笠原雖為一門互爭成年尚矣、自享祿至天文武田信虎同晴信、小笠原長時數度及合戦、長時終為信玄失利子、時避旧領信州而上京、從是從士悉流浪云云、至弘治初属北条氏康氏政父子、而領武州之地焉。

信清 会田中務丞属北条頼朝領於武州松州之内也

三十貫文 半役 江戸下平川内 町内にて
百貫貫式百五十文 同 葛西 小倉
九十三貫四百文 同 飯塚
五拾七貫式百五十文 同 奥戸
以上式百七拾六貫九百文
此内百五十三貫五百文改而被仰付知行役

某松寿丸 山城守

母 天正十六戌子年家来田嶋氏有恩慮而以目安

捧北条殿奉行所其文曰

会田代官田嶋豊後捧目安、会田後家以相書付遠札明呈、然而田嶋事会田松寿、可令殺害企致之由雖申上証拠無之上者、

後家申処有同教候、会田松寿先段被仰出如証文致陳代可走廻、此上若对会田子并後家不儀之扱致之候者田嶋可処殿料候、能々遂盛味万端無相違様可走廻之旨依仰状如件

天正十六年、戌子 七月廿日 評定衆

氏直、朱印
下総守康信

書判

田嶋豊後守との一

某松子代

資清

会田出羽 色包信衆

父將監相伴自信州到武州越々谷而居住于此所、住年因太田美濃守資政後号三宗斎常々三樂子会田氏加懇意而親故授資之字、依自是子孫用資之字云云 天正十七己丑年八月六日卒号喜教院殿長今判教居士

資文 会田出羽

天正十八庚寅年相州小田原北条家為大膳秀吉公滅亡同八月 東照宮用東御入国之時度々越谷辺被為成之刻資文初奉拜謁其後新方領増林村之内御茶屋御殿有之処、越谷御鷹野御成之節出羽屋舖林等被遊 上覽 場所

宜候付地面可差上旨被 仰付則奉指上 御殿并御賄屋敷共出羽所持地之内被遊御建度々々 入御之節出羽并妻 御目見被 仰付奉蒙御懇之 上意 其上 御馬駿鐘植之御小箴御紋附御团扇 東照官御筆鶴之御絵於御前被下之 台徳院殿度々被爲 成出羽夫婦 御目見被 仰付奉蒙 上意 然処宇都宮御座之節御忍道御案内出羽被 仰付御供仕 其節森川七太夫・内田出羽・久世三四郎一所御用相勤被是爲御褒美烟皂町步被下置伊奈備前守書判印形之通被相添被下之元和五己未年十月十六日卒号歆喜院殿祐与道光居士

資重 会田七郎右衛門

台徳院殿 大猷院殿度々越谷 御成之節七郎右衛門并妻 御目見被 仰付奉蒙御懇上意 大猷院殿御筆三番叟之御絵被下之正保元 甲申年七月二十七日卒 号深興院殿登与道幽居士

資信 会田小左衛門

寛永元甲子年被召出 大猷院殿御小姓相勤

同十丙午御切米三百俵被下置 其後二百俵御如増被仰付 都合五百石高被成下 正保二丙午大御番植村帶刀組御番入被 仰付

慶安二五年八月廿日病死 号大猷院殿直与淨境居士

この会田家系図によると、永禄二年（一五五九）の成立といわれる『小田原衆所領役帳』ならびに天文二十一年（一五五二）のものといわれる『小田原秘鑑』中の御鳥廻り衆一ニワ騎中の一人に記載のある会田中務丞は、会田将監幸又の子で信清と称し、越々谷の会田出羽資清は中務丞の弟筋になつてゐる。資清は父将監にともなわれて越々谷に任したとされ、当時の岩槻城主太田三樂斎資正と親交があり、資正から「資」の字を授けられたという。以来会田氏の諱にはいすれも資の字があてられてゐる。

系図にはまた天正十六年（一五八八）の北条氏の裁許状が載せられてある。これによると会田中務丞の没後お家騒動があつたと見られるがこの嗣の事情は詳らかではない。いすれにしろ会田出羽資清は北条氏の裁許状の出された翌天正十七年の八月に歿し越々谷天岳寺に葬られた。法号を喜教院殿長与利教居士とい

う。その子は出羽資久と称し、慶長九年一

一六〇四)出羽屋敷内の敷地を徳川家康の要請によつて越々谷御殿地を提供している。当の資久の記事のうち「下野國宇都宮に御座のとき仰をうけて問道を導きたてまつり」とあるが、これは慶長五年(一六〇三)会津上杉討伐における秀忠の宇都宮出陣をさしたものが、あるいはこの外の事歴をさしたもので、これまた詳らかではない。いすれにしる慶長十三年五月に資久に与えられた屋敷一町歩の伊奈備前守忠次による差添書は次の通りである。

以上

急度申入候 仍其方御公方御用能々走廻候、付而為屋敷分と息危町歩被下候、長

々所務可被致候、殊御用可被走廻候、

右之通本多佐渡殿も御存知之同如之候、

仍如件

慶長拾三年

申五月十九日

伊奈備前

甲心 次(花押)

会田出羽殿

出羽資久は元和五年十月に歿し同じく天岳寺に葬られた。法号を歡喜院殿祐子道光居士と

5
いう

次いでその子は七郎右衛門資重となつてお

り『寛永諸系図伝』の記載と異なっている。何故庄七郎資勝が会田家系図から除かれているのかこれまた不明である。七郎右衛門資重は正保元年(一六四四)七月に歿し天岳寺に葬られた。法号を深興院殿澄子道幽居士といひ、すれも後に建立せられたと見られる墓石が越々谷天岳寺の墓地に残されてある。その子は前記旗本会田家の祖小左衛門資信であるが、こゝで本家筋にあたる越々谷の会田家と、分家筋にあたる被本会田家とに分岐する。参考までに被本会田家の系譜を『寛政重修諸家譜』によつて見ると次の通りである。

資信

虎之助小左衛門忠は某氏

大猷院殿につかへたてまつり大番をつとめ、廩米三百俵をたまひ寛永十年二月七日新息二百石をたまひ、これまでの廩米を采地にあらためられ、武蔵国埼玉郡のうちをいすべて五百石を知行す、慶安二年六月二十八日歿す。法名淨頓牛込の大信寺に葬る

資忠

又六 越谷に住し子孫氏前にあり

資盛

康之助小左衛門母は某氏

慶安二年十二月十四日遺跡を継小普譜となり、寛文四年十一月十八日大番に列し、元禄八年四月十九日大坂の御弓矢奉行に転じ、宝永三年三月十二日務を辞し四年九月五日死す、法名日清、年迄の円福寺に葬る、妻は館林の家臣柳原七右衛門が女

資剛

牛之助伊右衛門致仕号逸翁母は政勝が女

寛文十二年二月二十一日はじめて蔵有院殿に拜謁す、時に七才天和三年九月二十五日大番に列し、元禄二年閏五月二十一日桐原番にうつり三月十五日大番に復し宝永四年十月二十七日遺跡を継、正徳五年五月二十七日御代官に転じ、享保十七年六月二十六日職を辞す、元文五年閏七月二十五日致仕し、寛保元年九月八日死す年七十六、法名秀道、葬地資信におなじ、妻は飯室兵衛昌継が女、後妻は甲府の家臣飯塚七郎兵衛政侍が女

資敏

勝之丞伊右衛門母は政侍が女

元文五年閏七月二十五日家を継、十月晦日大番に列し、寛延二年六月二十三日御代官

にうつり、安永五年十月二十六日石見国大森の官舎において死す、年五十九、法名道忠、かの池の勝源寺に葬る、妻は羽太権兵衛三員が女、後妻は森惣右衛門権雅が女

資益

元次郎伊右衛門

宝曆十年四月二十八日はじめて淳信院殿にまみえたてまつり、安永六年四月六日遺跡を継時に四十四才采地五百石、天明二年二月四日大番となり、寛政十年十一月二十一日番を辞す、妻は資敏が女

とある。このうち正徳五年五月に代官に転じた伊右衛門資剛は、同年十月比企長左衛門の跡をうけて関東諸河川の河川掛りを担当しており、元荒川・星川・下利根川并用水悪水、比企長左衛門跡会田伊右衛門被仰付、依之御勘定所証文相廻し候ニ付、継に順達可申しと、いう触書を当地域村々に発している。その子資敏もまた石見代官などを歴任しており、この家系は幕末まで存続していた。

一方本家筋にあたる越ヶ谷会田家は、元禄八年(一六九五)の幕領総検地において現存している検地帳字五冊のうちの四冊を集計す

ると、田畑合せて六町六反七畝六歩、屋敷地が四町四反一畝十二歩、山林が五反三畝一四歩、このほか会田五郎平分の分附として七郎左衛門以下七名の名儀で一町二反三畝一九歩、それに五郎平地として長五衛門名儀の七反九畝二四歩の記載があり、特殊な家柄を保持していたことが知れる。

その後、会田家系図^上によると、会田家は元禄検地の際の当主五郎平の代に没落し江戸に退転している。しかしこの退転した五郎平の子源兵衛・平兵衛兄弟の代に至り、越ヶ谷に復帰した。すなわち宝暦九年(一七五九)十一月越ヶ谷町東町裏耕地内の新田開発を勘定奉行一色周防守役所に申請し、畑一町十六歩を開拓した。(東町裏辰新田)次いで安永二年(一七七三)正月、伊奈備前守差添書判によって幕領した畑一町歩の敷地、この実坪三町四反三畝十歩、そのほか屋敷添の山林二筆、五反一八歩にわたる会田氏屋敷構内を元のまま買戻した。

また平兵衛は文政十年(一八二七)越ヶ谷の又伊豆神社に、新道と御神橋、それに外御庭

阿若獅子一对の三口を奉納したが、現在社前にある石造の獅子一对が、その際奉納された阿若獅子である。

会田七左衛門家

越谷市出羽地区七左町は、もと七左衛門村といわれた行政村落であった。正保初年(一六四四)の成立といわれる村高調書『武蔵田園誌』によると、当時は七左衛門村は越巻・大間野を含めて槐戸新田と称されており、この村高は

伊奈半十郎御代官所

一高十式拾石六斗三升、新田槐戸村

九西八拾七石八斗三升五合、田方

三十三式石七斗九升五合、畑方

と記載されている。

元禄八年(一六九五)幕領の総検地が実施され、槐戸新田は三村に分村したが、このとき七左衛門村の村高は一〇〇石六斗八升二合である。越巻・大間野両村を合せると二〇五〇石であり、正保初年から元禄までの五〇年間に、槐戸新田は二倍にいたる開発が遂げ

られていたことが知れる。

この七左衛門の村名は槐戸新田の開発者会田七左衛門の名をとって名付けられたといわれ、今にその名をとどめている。会田七左衛門は諱を政重といい、親照院に保存されている政重の位牌には、寛永十九年（一六四二）十一月行年六十二才とあるのである。逆算すると、天正八年（一五八〇）の生れである。当の会田家の過去帳には政重の養父母や養祖父の記載があるので、養子であるのは確かと見られる。一説によると政重は越ヶ谷会田出羽氏の養子であるといわれ、成長の後神明下村に分家創設したといわれる。

文化年周建立の会田家八代重昌の碑には、「其先出於北条十郎氏房有政改今姓氏」とある。つまり政重は太田一族の遺子であり、岩槻城落城にあたって落ちのび会田出羽氏のもとにあつてその従者に養育せられたと考えるのが妥当であろう。いずれにしても成長の後、会田出羽氏の支配から離れ、伊奈氏の家臣となつて槐戸新田の開発に尽力した。

天和三年（一六八三）成立の「神明縁起書」に

ある「元和年中会田氏政重曾任官吏伊奈氏」とあるのがそれであり、また「官領於新懸田号謂七左新田」とあるのがそれである。すなわち政重はすでに本家筋会田出羽氏の手代から離れ、幕領の代官伊奈氏の家臣に組入れられ、「竭力励心闢草莽広井地分邑植園扶河疏溝洫」して開発につとめた。かくて「第屋榮四境雞犬聞」という豊かな村が成立したが、村人はその功を讃えて七左新田と称したという。こうして新田村が造成され、人々が開拓地に定着していくにしたがい政重はまず日映山親照院を新田村に開基した。開山は越ヶ谷会田家に出目を持つ高僧小池坊七世尊慶頼心である。次いで越巻の満蔵院と谷中の妙刹院を創設し大沼の武主大明神社を再建するなど、近世の村づくりに大きな功績を残した。

政重の晩年は伊奈氏の臣籍から離れたようであるが、その子政連も基石の銘によると「仕伊奈氏」とあり、また享保元年（一七一六）五月の公方薨御鳴物普譜停止触や、享保四年正月の御鷹御用触その他諸触に、富田吉右衛門、会田七左衛門の名で村々に廻状を出している

ので、代々關東郡代伊奈氏にはえていたと見られる。

このように特殊な家柄である会田七左衛門家の持地を、試みに元禄八年の検地帳を累計すると、七左衛門村だけ一六町五反八畝歩余、高一〇九石七斗八升の土地を所有しており、七左衛門家の親族である八郎兵衛（井出）の六五石一斗二升、同じく一族の彦右衛門（会田）の七町五反六畝歩を大きく引継いでいる。さらに神明下村や越巻村、大同野村の七左衛門氏所有地を合計すると、大きな所持高を示す筈であり、兩院領主的な性格が見られる。その後寛政四年（一七九二）の三月、伊奈家に御家騒動があり、伊奈家は改易にあった。その折伊奈家改易に連座した伊奈家家臣会田七左衛門の所持地はお拂地として幕府に没收された。この時の触書は

覚

武州埼玉郡七左衛門村

- 一上田屯町九反六畝拾七步
- 一中田屯町七反七畝拾七步
- 一下田屯町五反七畝拾九步

同 七

一下田屯町五反拾七步 同 五

一上畑式反八畝七步 同 八

一中畑式畝步 同 六

一下畑七反三畝式拾七步 同 四

一下畑屯畝拾四步 同 式

小以田畑九町式反式拾步 同 式

同 同 郡 神明下村 石威十三

一上田三町五反四畝廿八步 同 拾七

一中田式町三反三畝拾三歩 同 九

一下田式町五反八畝式拾九歩 同 拾七

一上畑九反七畝式歩 同 九

一中畑五反三畝七歩 同 七

一下畑六反九畝拾四歩 同 拾七

一屋敷七反屯畝式歩 同 拾七

小以田畑屋敷拾七町三反八畝五歩 同 拾七

同 同 郡 越巻村 石威九

一中田四反三畝式歩 同 七

一下田屯町九反四畝九歩 同 八

一上畑式反五畝式拾七歩 同 六

一中畑屯反六畝五歩 同 四

一下畑屯反五畝六歩 同 四

小以田畑式町九反四畝拾九歩 同 四

右者元伊奈右近將監家奉会田七左衛門所持之
田畑ニ候処、右近將監方ニ而欠所申付候ニ付
書面之田畑此度御取ニ相成候間、届之者ハ右
村ニ今罷越村役人江懸ケ合地所等得与見届候
上入札いたし可申、来ル廿四ツ時札届いた
し候間、同日五ツ半時過迄内入札持参銘ニ我
等役所江可罷出候、此廻杖村順能領限不洩様
早ニ相廻し届リ今相返者也

子七月三日

小出大助役所

とあり、神明下、七左衛門、越巻三村のうち
二三町五反四畝ニ九歩の七左衛門家所持地が
入札に付されていた。

なお松伏領大川戸村の伊奈家家臣杉浦五郎